西駒郷基本構想見直しの概要

- 1 目 的 西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。
- 2 性 格 この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、県内の知的障害者の地域 生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設 入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県が めざす方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めていき ます。

3 対象とする期間

長期的な観点も視野に入れ、平成 15 年度から 24 年度 (10 年間) を構想期間とします。

4 5 か年の地域生活移行推進プラン

平成 15 年度から 19 年度までの 5 年間を地域生活移行推進プランの 期間とし、地域生活移行の取組を示し集中的に進めています。

また、平成20年度から24年度までの5年間を後期地域移行推進プランの期間とし、引き続き移行を推進します。プランの進行管理は毎年行います。

5 西駒郷の将来像

(1) 平成 24 年度の西駒郷

施設入所の事業所としては、5か年の地域生活移行推進プラン後も地域生活移行を進め 10年後は入所授産施設を廃止し、60~100人程度の施設入所支援事業所となることを目指します。

日中活動の事業所としては、既存の施設を活用した生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所として、西駒郷から地域生活移行した利用者や在宅の障害者を支援します。

(2) 西駒郷の運営主体

西駒郷は、平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、現在、長野県社会福祉 事業団が運営しています。平成 19 年度までは同事業団へ県職員を派遣しますが、 平成 20 年度以降は原則として事業団職員による運営が行われます。

施設運営上の状況や条件の変化を踏まえて、運営の仕方を十分検討しながら進めてまいります。

